

長野市障害福祉計画の策定について

法令の根拠

障害者自立支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）より -

1 計画策定の趣旨及び目的

趣旨

障害福祉施策については、平成 15 年度以降、支援費制度の下でサービス量の拡充が図られてきたが、利用者の入所期間の長期化等により、施設本来の機能と利用者の実態が乖離しているほか、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題への対応が求められている。さらに、障害者等の地域生活を支えていくために、障害福祉サービスと並んで相談支援体制の整備が重要となる。

障害者自立支援法では、こうした状況に対応して、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう障害福祉計画を策定するものである。

目的

現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成 23 年度末に向けて数値目標を設定する。そこに至る平成 18 年度から平成 20 年度までの障害福祉計画を定め、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにする。

2 計画策定期間

3 年を 1 期として策定する。

第 1 期障害福祉計画は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の指定障害福祉サービス等の量の見込みについて定める。

第 2 期については、第 1 期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成 20 年度末までに行った上で、平成 21 年度から平成 23 年度までを期間として作成する。

3 基本理念

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める。

(2) 三障害に係る制度の一本化

障害福祉サービスに関し、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、精神障害者などに対するサービスの充実を図る。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えつつも、地域の社会資源を最大限に活用しつつ、基盤整備を進める。

4 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスを保障する。

(2) 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障する。

(3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進する。

5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図る。

6 平成23年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に関し、平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定する。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

障害者の入所施設に入所している者のうち、地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。(県から算定方法が提示)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

7 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

(1) 平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

サービスの種類については、別添「みんなが安心して暮らすまちづくりへ」4ページ参照。

(2)(1)の見込量の確保のための方策として、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

8 地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施に関して、次の事項を定める。

(1) 実施する事業の内容

(2) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

(3) 各事業の見込量の確保のための方策

(4) その他実施に必要な事項

9 障害福祉計画の公表等

障害者等のサービス利用実態及びニーズを把握する。

住民の意見を反映させる。(パブリックコメントの実施)

障害福祉計画を作成する時は、あらかじめ長野県の意見を聴く。

障害福祉計画を定めた際には、公表するとともに、長野県に提出する。